

記者発表資料
令和3年11月11日
保健福祉部精神保健推進室
発達障害・療育支援班
担当：柳谷，千田
電話：022-211-2543
seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp

登録特定行為事業者等の処分について

「社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）」に基づき、下記のとおり行政処分を行いました。【処分日：令和3年11月11日】

1 事業者の概要：パルクシステム株式会社

宮城県仙台市青葉区国分町3丁目4-10

登録特定行為事業者（平成28年7月1日宮城県知事登録）

2 処分対象事業所の概要及び処分内容

| | |
|----------|---|
| 事業所の名称 | パルクケアサービスセンター |
| 所在地 | 仙台市青葉区国分町3丁目4-10 |
| 処分内容 | 3か月の特定行為業務の停止 |
| 特定行為業務 | ① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 |
| 処分の効力発生日 | 令和3年11月11日 |

3 処分の原因となる事実

登録基準違反（法附則第20条第2項において準用する法第48条の5第1項に定める社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第1項及び第2項の違反）

立入検査を実施したところ、以下の内容について、登録のための要件に適合しておらず、登録基準に違反していることが確認された。

- (ア) 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に際し、医師の文書による指示を受けていない。
- (イ) 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、特定行為の実施内容その他の事項を記載した計画書の作成がない。
- (ウ) 特定行為の実施状況に関する報告書の作成、医師への提出がない。
- (エ) 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会及び喀痰吸引等を安全に実施するための研修の開催実績がなく、対象者の安全を確保するために必要な体制が確保されていない。

4 特定行為業務の再開

特定行為業務にあたっては、処分期間の満了の前に県において立入検査を実施し、登録のための要件に適合していることを確認の上、再開するものです。